今治市国民体育大会派遣経費負担金交付要綱

平成18年３月22日制定

今治市要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、国民体育大会に出場するための必要経費の一部を負担するために必要な事項を定めるものとする。

　（負担対象者）

第２条　市長は、今治市スポーツ協会に対し、負担金を支出するものとし、その負担の対象は、今治市に居住し、若しくは保護者が今治市に居住している国民体育大会に出場する個人又はその引率者で市長が必要と認める者（以下「選手等」という。）とする。

　（経費の負担）

第３条　負担金の対象経費は、選手等が国民体育大会に出場するための旅費とし、負担金額は、選手等１人当たり10,000円とする。

　（交付申請）

第４条　負担金の交付を受けようとする者は、負担金交付申請書（別記様式第１号）に大会要項の写し及び選手等名簿を添付し、大会10日前までに市長に申請するものとする。

　（負担金の交付決定）

第５条　前条の申請があったときは、申請内容を審査のうえ、負担金の交付の可否を決定する。

　（請求）

第６条　前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、大会終了後、精算払（概算払）請求書（別記様式第２号）に実績報告書（別記様式第３号）を添えて、市長に負担金の請求をするものとする。

　（負担金の交付）

第７条　市長は、前条の請求があった場合で、この要綱に適合すると認めたときは、負担金を交付する。

２　前項の交付については、愛媛県スポーツ協会からの通知に基づき、内容を審査する。

　（負担金の概算払）

第８条　前２条の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、負担金の全部又は一部を概算払することができる。この場合において、交付決定者は、精算払（概算払）請求書を市長に提出しなければならない。

　（不正使用の禁止）

第９条　交付決定者は、交付された負担金を目的外又は不正に使用してはならない。

　（負担金の返還）

第10条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付した負担金の全部若しくは一部を返還させることができる。

　(１)　提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

　(２)　前条の規定に違反したとき。

　(３)　前２号に掲げる場合のほか、不正行為があったとき。

　（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、負担金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成25年12月24日今治市要綱）

　この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

　　　附　則（平成27年３月30日今治市要綱）

　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成30年５月22日今治市要綱）

　この要綱は、平成30年５月22日から施行する。

　　　附　則（令和４年４月１日今治市要綱）

　この要綱は、令和４年４月１日から施行し、同年４月１日以後に申請される補助金に係るものについて適用する。

別記様式第１号

　　（宛先）今治市長

年　　月　日

（申請者）

住　所

代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　（　　　　）　　　　－

**負 担 金 交 付 申 請 書**

　国民体育大会に選手等が出場しますので、今治市国民体育大会派遣経費負担金交付要綱第４条の規定により負担金の交付を申請します。

記

１　申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　大会内容

大会名　　　第　　　回国民体育大会

日　時

場　所

３　添付書類

　　　　　選手等名簿

別記様式第２号

　　（宛先）今治市長

　　　年　　月　　日

（申請者）

住　所

代表者

電　話　（　　　　）　　　　－

**精算払（概算払）請求書**

　国民体育大会の負担金を下記の金額のとおり請求します。

記

１　請求金額　　　　　　　　　　円

２　大会内容

大会名　　　第　　回国民体育大会

日　時

場　所

　添付書類

　実績報告書（別記様式第３号）　概算払の場合は不要

別記様式第３号

**実績報告書**

　　第　　回国民体育大会の実績は、次のとおりでした。

　　　　　年　　月　　日

　以上報告します。

（申請者）

住　所

代表者